

西東京市

# 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画(第7期)

—平成30年度～32年度—

概要版

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市  
～みんなで支え合うまちづくり～



平成30年(2018年)3月

# 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## (第7期)の策定にあたって

西東京市長 **丸山 浩一**



わが国の高齢化率は、国の推計によるといわゆる「団塊の世代」の方々が75歳以上となる平成37年(2025年)には、全人口1億2,300万人に対し30.0%まで上昇すると予測されています。さらに、その15年後の平成52年(2040年)には高齢者人口がピークを迎え、高齢化率は35.3%、3人に1人が高齢者といった状況になることが予想されています。

このような中、平成37年(2025年)以降、医療と介護の需要がさらに増加することを見据え、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続性の確保」のため、平成29年6月に介護保険法の改正が行われました。

本市でも、平成29年(2017年)10月現在の高齢化率は23.7%であり、平成37年(2025年)の高齢化率は25.1%、そのうち75歳以上の後期高齢者が占める割合は58.2%と高くなる見込みで、今後、急速に高齢化が進展し、認知症の方や単身、夫婦のみの高齢者世帯等の急増など、地域社会や家族形態が大きく変容することと相まって、介護、生活支援等のサービスの必要性はさらに高まっていきます。

そのような中、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するために地域包括ケアシステムの構築が、すべての自治体が取り組むべき大きな課題となっています。

本市では、平成37年(2025年)に向けた「西東京市版地域包括ケアシステム」を構築すべく、在宅療養推進協議会を中心に取組みを推進し、第6期計画期間中は在宅療養の推進、認知症施策の推進、介護予防・健康づくりを3本の柱として、その土台づくりに取り組んでまいりました。

第7期計画期間中は、これまでの取組みを充実・発展させると共に、市民の方々によるフレイル予防事業をはじめ、介護予防、生活習慣病予防等、健康寿命の延伸に直結する「予防」を軸とした地域づくりを推進してまいります。

そして、市民の皆様一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、まち全体の「健康」を達成することで、「住み続けたいまち」「住みたいまち」西東京市の価値を高め、市民の皆様の満足に繋げていく『健康』応援都市の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。是非、市民の皆様には、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画は、西東京市の高齢者福祉分野において、元気な方から介護を必要とする方まですべての皆様を対象としており、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を今後3年間の計画として一体的に策定したものです。

最後になりましたが、今回の計画策定にあたり、西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会および介護保険運営協議会の委員の皆様をはじめ、計画策定のための基礎調査や市民説明会などにおきまして貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成30年(2018年)3月

# 計画策定の趣旨と概要



## 1. 策定の背景と趣旨

西東京市の人口は、平成16年以降微増傾向で推移していますが、高齢化の状況を見ると、平成29年10月1日現在の人口は200,817人、高齢者数は47,682人、高齢化率は23.7%と、4.2人に1人が高齢者となっています。今後も少子高齢化が進行し、さらなる高齢化が見込まれます。

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行などによる、要介護者を支えてきた家族状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支えるしくみとして平成12年（2000年）4月に創設され、平成29年度（2017年度）で18年目を迎えています。

平成29年度（2017年度）の介護保険法の改正に伴い、平成30年度（2018年度）からの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者に移行する平成37年（2025年）の超高齢社会の姿を念頭に、長期的な視点に立って、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱に、高齢者施策を進めることになっています。

西東京市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、このような国が定める介護保険制度のもとに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らせる地域を実現するとともに、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するため、市が目指す基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的としています。

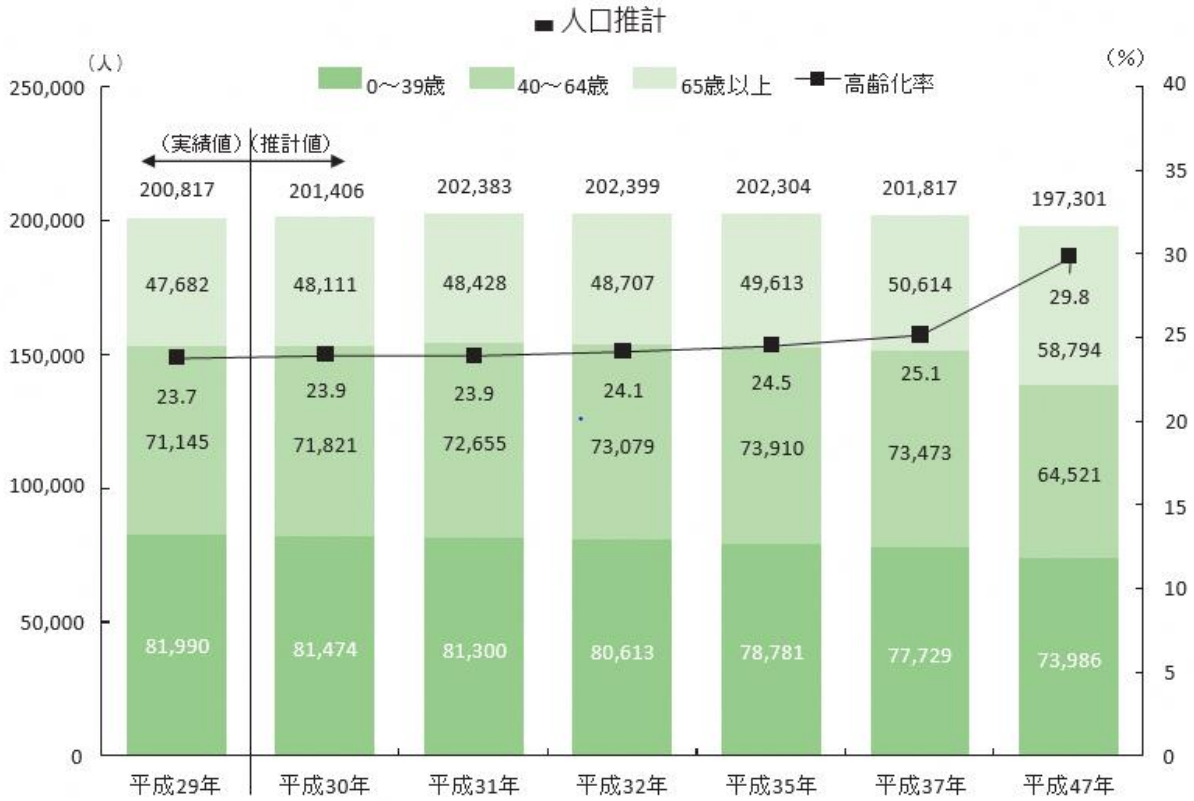
第7期の西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえるとともに、今後の西東京市の超高齢社会の姿も視野に入れ、策定するものです。

## 2. 西東京市の平成37年（2025年）の将来像

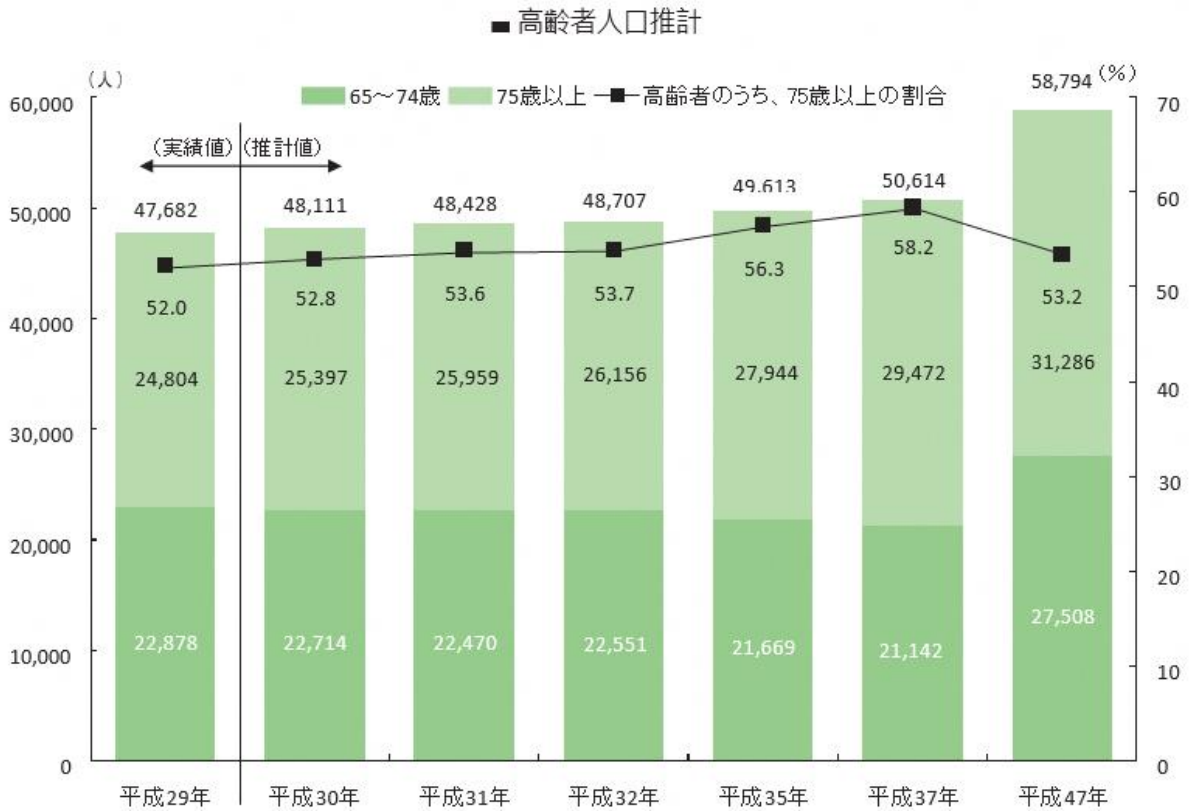
西東京市における今後の人口は緩やかな増加傾向にあり、平成37年（2025年）の総人口は201,817人、65歳以上の高齢者人口は50,614人と推計されています。さらに10年後の平成47年には、総人口は197,301人、65歳以上は58,794人と推計されています。また、高齢化率については今後も上昇し続けると推計されており、平成47年（2035年）では29.8%にまで上昇することが見込まれています。

高齢者人口推計については、平成37年（2025年）には50,614人、そのうち75歳以上の後期高齢者の占める割合は58.2%と、今後も高齢者は増加することが見込まれます。また、その10年後の平成47年（2035年）では、高齢者数は58,794人と大きく増加しますが、後期高齢者の割合は53.2%に下がると推計されています。





(注) 各年 10 月 1 日現在  
 資料：平成 29 年度は西東京市住民基本台帳  
 平成 30 年以降は西東京市人口推計調査報告書 (平成 29 年 11 月策定)



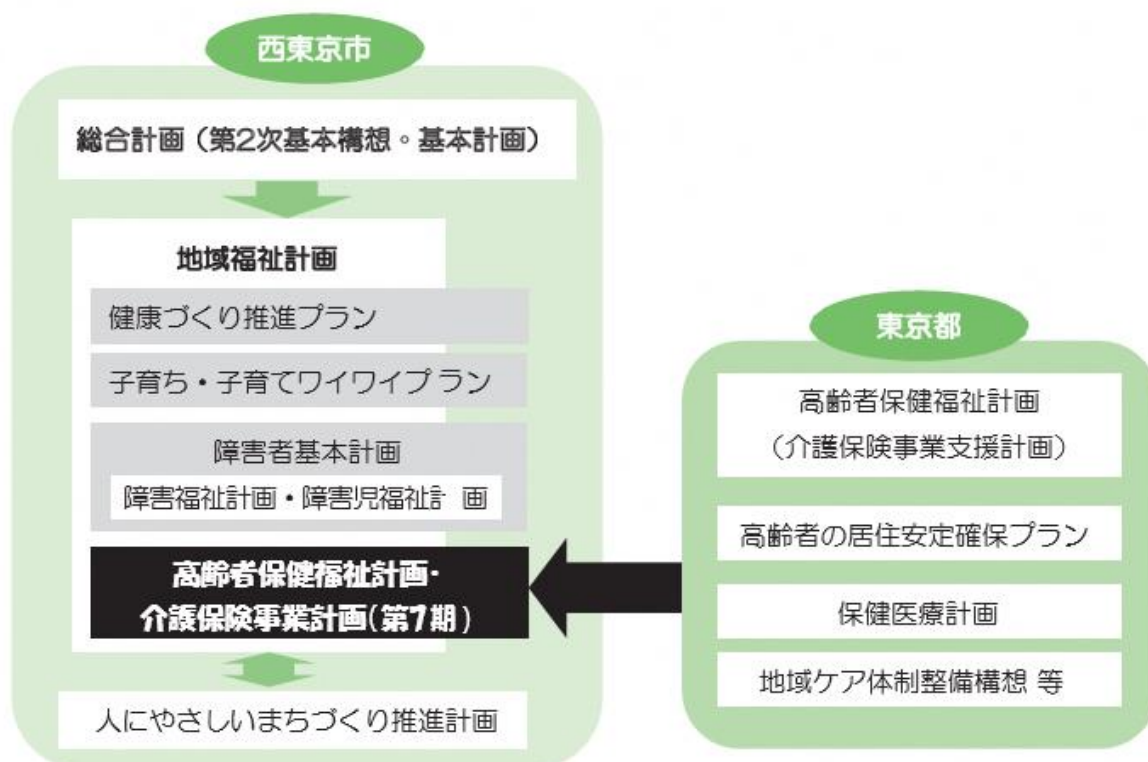
(注) 各年 10 月 1 日現在  
 資料：平成 29 年度は西東京市住民基本台帳  
 平成 30 年以降は西東京市人口推計調査報告書 (平成 29 年 11 月策定)

### 3. 計画の位置づけ、計画期間

#### (1) 計画の位置づけ

「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」では、高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、国によって市町村に定められた、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的な計画として策定しています。

この介護保険事業計画は、平成12年度（2000年度）の制度発足当初から3年ごとに策定されており、今回が「第7期」目になります。



#### (2) 計画期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年です。

計画の最終年度の平成32年度（2020年度）に全体的な見直しを行い、平成33年度（2021年度）を計画の始期とする第8期計画を策定する予定です。



# 計画の考え方

## 1. 基本理念

### 基本理念

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市  
～みんなで支え合うまちづくり～

本計画では、「『健康』応援都市」の実現および「地域共生社会」の実現に向けて、誰もが安心して暮らせるまちとなるように、行政、専門職、そして市民が協働して、地域全体で支え合うまちづくりを行うことを目指し、第6期までの基本理念を継承しつつ、「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」を基本理念として定めます。



## 2. 基本方針

基本理念の実現に向け、本計画では7つの基本方針を定めます。

### 基本方針 1 自分らしく過ごせるまちの実現

高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らしていくために、高齢者やその家族がいつでも相談でき、必要な支援を受けることのできるしくみを推進します。

### 基本方針 2 安心・安全なまちの実現

住み慣れた地域で生活するための高齢者一人ひとりの状況に応じた多種多様な「住まいと住まい方」を支援し、安心して暮らせる住環境づくりに向けたしくみづくりを行っていきます。

### 基本方針 3 地域での生活を支えるしくみづくり

高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活を継続するために、医療や介護のみならず、多様な介護予防や生活支援が必要であり、高齢者が自分にあったサービスを自ら積極的に選択することができるように施策を展開していきます。

## 基本方針 4 在宅療養体制の充実

できるだけ最期まで自宅で過ごしたいと希望する高齢者が地域の中で暮らしていくために、専門職の多職種によるチームケアで支えるしくみや市民への啓発を進めていきます。

## 基本方針 5 介護保険サービスの充実

高齢者が必要なときに必要なサービスを受けることができるように、わかりやすい情報提供に取り組みます。また、介護保険サービスの充実や介護基盤の整備に取り組むとともに、サービスの質の確保・向上のための取り組みを推進します。

## 基本方針 6 誰もが健やかに暮らすしくみづくり

高齢者だけでなく、より幅広い世代の市民が日頃から健康づくりに取り組む自主活動の支援やその環境整備に取り組むとともに、一人暮らしでも認知症になっても、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します。

## 基本方針 7 地域のかを引き出すしくみづくり

地域の中で潜在的に存在している高齢者自身による積極的な社会参加や支え合いの活動を支援し、地域活動の活性化、さらには地域で支え合うしくみづくりを推進します。



### 3. 圏域の設定

西東京市では、福祉サービスの提供や支え合い活動の「取り組み」や「しくみづくり」を効果的に展開していくために、4層の圏域（市全域、日常生活圏域（4地区）、地域包括支援センター地区（8地区）、小域福祉圏（20地区）を設定しています。

#### ■西東京市の圏域設定の考え方



西東京市では、第3期介護保険事業計画から日常生活圏域として、面積および人口、合併前の旧市および町による行政区域、社会資源の配置や鉄道などの交通事情などを総合的に勘案して、一定規模を有する4地区（中部、南部、西部、北東部）を設定し、各圏域の特色、実情に応じた多様で柔軟なサービスを提供しています。引き続き、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、サービス基盤の整備に努めてまいります。



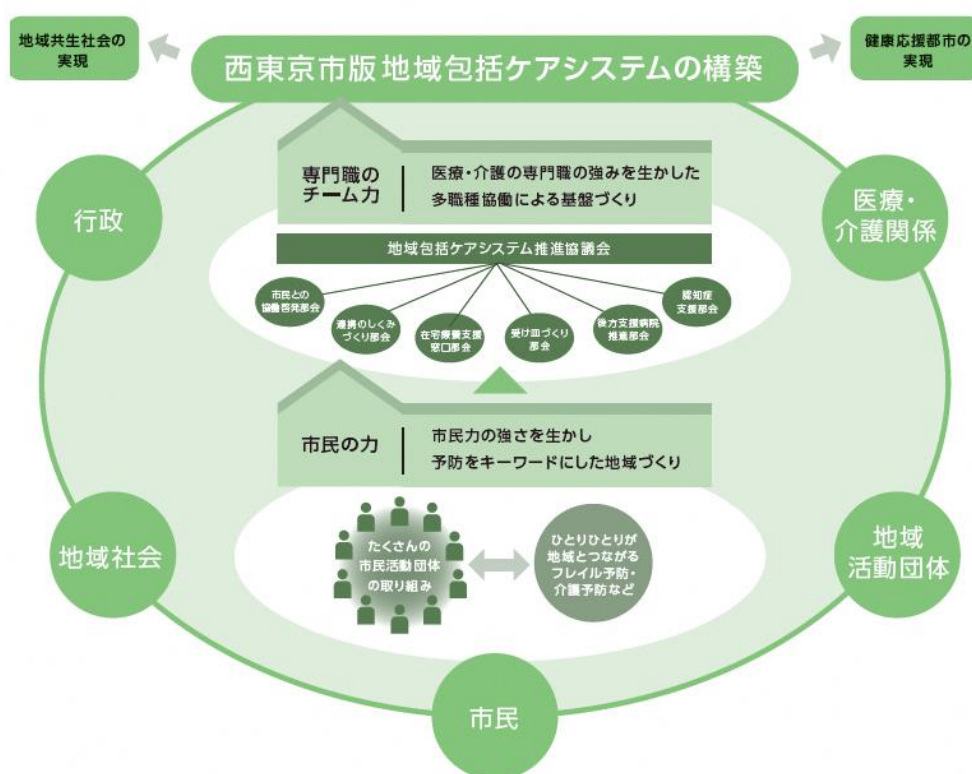
## 4. 西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向けて

### (1) 西東京市版地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目処に、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制の整備をいいます。

### (2) 西東京市版地域包括ケアシステムのイメージ図

平成37年（2025年）を目途に「西東京市版地域包括ケアシステム」を構築します。



#### 西東京市版地域包括ケアシステムの構築における2つの取り組みの展開

ひとつは、市民を主役（中心）とした「地域づくり・仲間づくり」です。地域づくり、仲間づくりには、目標の共有やキーワードが不可欠です。市民の方々を担い手とする「フレイル予防」をはじめ、介護予防、生活習慣病予防などに積極的に取り組み、本市の市民力の強さを活かし、仲間づくり、地域づくりを推進します。

ふたつ目は、医療・介護等の専門職のチーム力を活かした「多職種協働による地域ケアの基盤整備」です。平成30年度（2018年度）からは、「地域包括ケアシステム推進協議会（これまでの在宅療養推進協議会）」に医療・介護等の専門職など多職種で構成する6つの部会を設置し、さまざまな角度から、多職種協働による地域ケアの基盤整備に関する検討や取り組みを行っています。

## 5. 重点施策

今後3年間で特に重点的に取り組む施策として、次の3点を掲げます。

### (1) いつまでも元気に暮らすための取り組み

高齢者が安心して住み慣れた地域で、より長く元気に暮らし続けることができるよう、自分にあった健康づくりや介護予防に、高齢者自身が積極的に取り組むことができる施策を重点的に展開します。

- ① フレイル予防の推進
- ② 介護支援ボランティアポイント制度・市独自基準の訪問型サービス

### (2) 地域力を活かした支え合いの取り組み (認知症の人とその家族の支援を含む)

認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができるよう、地域が一体となって支え合い、認知症にやさしい地域づくりを重点的に展開します。

できる限り早い段階から適切な対応を行っていくことで、認知症の方やその家族が、地域で生活し続けるための支援体制を充実させていきます。

- ③ 認知症サポーターの育成支援・認知症初期集中支援チーム事業  
・認知症カフェの普及
- ④ ささえあいネットワーク事業・生活支援体制整備事業

### (3) 在宅療養の推進

高齢者人口の増加や在院日数の短縮化等により、在宅で療養する高齢者は増加すると予測されています。医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護のサービスを一体的に提供できるしくみづくりを重点的に展開します。

- ① 多職種連携による顔の見える関係づくりの構築
- ② 在宅療養、終末期・看取りについての意識啓発
- ③ 在宅療養者の安心できる体制の充実

## 重点施策：（１）いつまでも元気に暮らすための取り組み

### ①フレイル予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、充実した高齢期を過ごし、元気に暮らし続けていくためには、自らも心身ともに健康な生活を心がけ、積極的に社会参加に取り組み健康寿命を延伸することが大切です。そのための介護予防の取り組みとして西東京市では、フレイル予防の推進を重点施策に位置づけます。

#### <第7期 重点施策としての目標値>

	フレイル予防の推進	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	介護の一手手前のフレイル（虚弱）の段階から予防することによって、高齢者の健康寿命の延伸を目指します。 そのために、自身のフレイル状態を確認できるフレイルチェックなどの開催、フレイルチェックを運営するフレイルサポーターの養成を行います。さらに、地域団体におけるフレイルチェックの自主化にも取り組みます。	サポーターの新規養成人数 40人	40人	40人

### ②介護支援ボランティアポイント制度・市独自基準の訪問型サービス

地域住民等がサービスの担い手となるよう、新たなサービスを提供するための人材発掘や介護支援ボランティアポイント制度など、地域での支え合いを進めるためのしくみを構築します。

#### <第7期 重点施策としての目標値>

	介護支援ボランティアポイント制度	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	高齢者による介護支援ボランティアを通じた地域貢献を奨励、支援することにより、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進します。さらに高齢者施設などのボランティアにも対象を拡充します。	介護支援ボランティア登録者数 360人	380人	400人
2	市独自基準の訪問型サービス	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	市独自の基準による訪問型サービス事業に従事できる「西東京市暮らしヘルパー」の利用を推進します。	西東京市暮らしヘルパー就業数 31人	43人	55人

## 重点施策：（２）地域の力を活かした支え合いの取り組み （認知症の人とその家族の支援を含む）

### ① 認知症サポーターの育成支援・認知症初期集中支援チーム事業・認知症カフェの普及

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の方を支援し、見守りのある地域づくり推進のため、平成28年度より地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員とともに市民に向けた認知症に関する啓発活動や、講座の開催、認知症サポーターの育成などに積極的に取り組みます。

#### <第7期 重点施策としての目標値>

	認知症サポーターの育成支援	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	地域の人々が、認知症について正しく理解し、認知症本人やその家族を温かく見守ることができるよう、認知症サポーターの養成を行います。また、養成講座の学びをさらに深めることのできるステップアップ講座を実施し、認知症サポーター・ボランティアの登録を促進し、活動支援を図ります。	(新規登録者) 認知症サポーター 1,500人	1,500人	1,500人
		(新規登録者) 認知症サポーター・ボランティア登録者 30人	30人	30人
2	認知症初期集中支援チーム事業	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	多職種で構成された認知症初期集中支援チームが、認知症の人を適切な医療・介護サービスにつなげるなどの支援を集中的に行い、自立生活をサポートします。	(対象件数) 7件	8件	9件
3	認知症カフェの普及	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	認知症の人やその家族、地域の人や専門職がお互いに理解し合い、情報共有できる場の普及に取り組みます。	(実施団体数) 6団体	8団体	10団体





## ② ささえあいネットワーク事業・生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを続けていくために、地域のボランティアなどと連携して、高齢者が自ら地域や社会に積極的に関わって、様々な活動や社会的な役割を担い、地域で活躍するための活動を支援し、地域資源を活用した高齢者の活動の場の確保や、就業や学習機会の充実なども含め、様々な場面での高齢者の社会参加を促進する活動を推進していきます。

### <第7期 重点施策としての目標値>

	ささえあいネットワーク事業	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	高齢者の見守りネットワークである「ささえあいネットワーク」のしくみについて、自治会・町内会をはじめとした地域の様々な団体および事業所に普及啓発を行い、ささえあい協力団体として登録・活動してもらうことで、きめ細やかなネットワークの構築を目指します。また、民生委員や地域包括支援センター等と連携し、地域の見守り活動の充実を図ります。	ささえあい協力員・ささえあい訪問協力員登録者数 1,800人	1,900人	2,000人
		ささえあい協力団体 210団体	220団体	230団体
2	生活支援コーディネーターや協議体による地域の資源や生活支援の担い手の養成、関係者のネットワーク化を行います。また、地域のニーズを把握して、ニーズとサービスのマッチングを行い、不足するサービスや資源については開発を行います。	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		西東京市全域 (第1層) 協議体実施回数年1回	年1回	年1回



## 重点施策：（３）在宅療養の推進

### ① 多職種連携による顔の見える関係づくりの構築

医療と介護が必要な在宅療養者が安心して在宅療養生活を送れるよう、市民、多職種が協働で検討する会議を開催し、また、専門職向けの研修などを充実させて、各専門分野の境界を越えた顔の見える関係づくりを推進することで、連携体制の構築を図ります。

#### <第7期 重点施策としての目標値>

	多職種の連携による顔の見える関係づくりの構築	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	医療・介護の連携の促進のため、課題に応じた研修を企画し、顔の見える関係づくりから現場で相談し合える関係づくりをしてチームケアの重要性を理解します。	リーダー研修 10人 基礎研修64人 病院・在宅研修 50人	リーダー研修10 人 基礎研修64 人 病院・在宅 研修50人	リーダー研修 10人 基礎研修64人 病院・在宅研修 50人

### ② 在宅療養、終末期・看取りについての意識啓発

病院で最期を迎えることがあたり前になっている現状や、在宅で療養するためのサービスなどについて情報がないために、在宅療養を希望してもその実現は難しいと考えている方が多くいることを踏まえ、在宅療養を1つの選択肢として選択できるように、様々な形で情報を提供し、理解を促進します。

#### <第7期 重点施策としての目標値>

	在宅療養、終末期・看取りについての意識啓発	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	地域包括ケアシステムの根幹となる「本人の選択と本人・家族の心構え」の重要性について理解するために、市民向け講演会などを開催します。	講演会などの開 催回数 年2回	年2回	年2回



### ③ 在宅療養者の安心できる体制の充実

在宅で療養する高齢者の増加が予測されることから、在宅で安心して必要な医療や介護のサービスを利用できる環境の整備を進め、在宅療養者やその家族がいざというときにも安心できる体制の推進に取り組みます

#### <第7期 重点施策としての目標値>

	在宅療養者の安心できる体制の充実	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	在宅で療養する高齢者の生活の質の維持向上のため、在宅医療を担う地域の病院と診療所など、医療機関間の連携を進めるとともに、体調悪化時および家族の休養のために入院することができる病床の確保など、安心して療養生活を送るためのしくみづくりを進めます。	病床数5床	5床	5床

#### <在宅療養、終末期・看取りについての意識啓発>

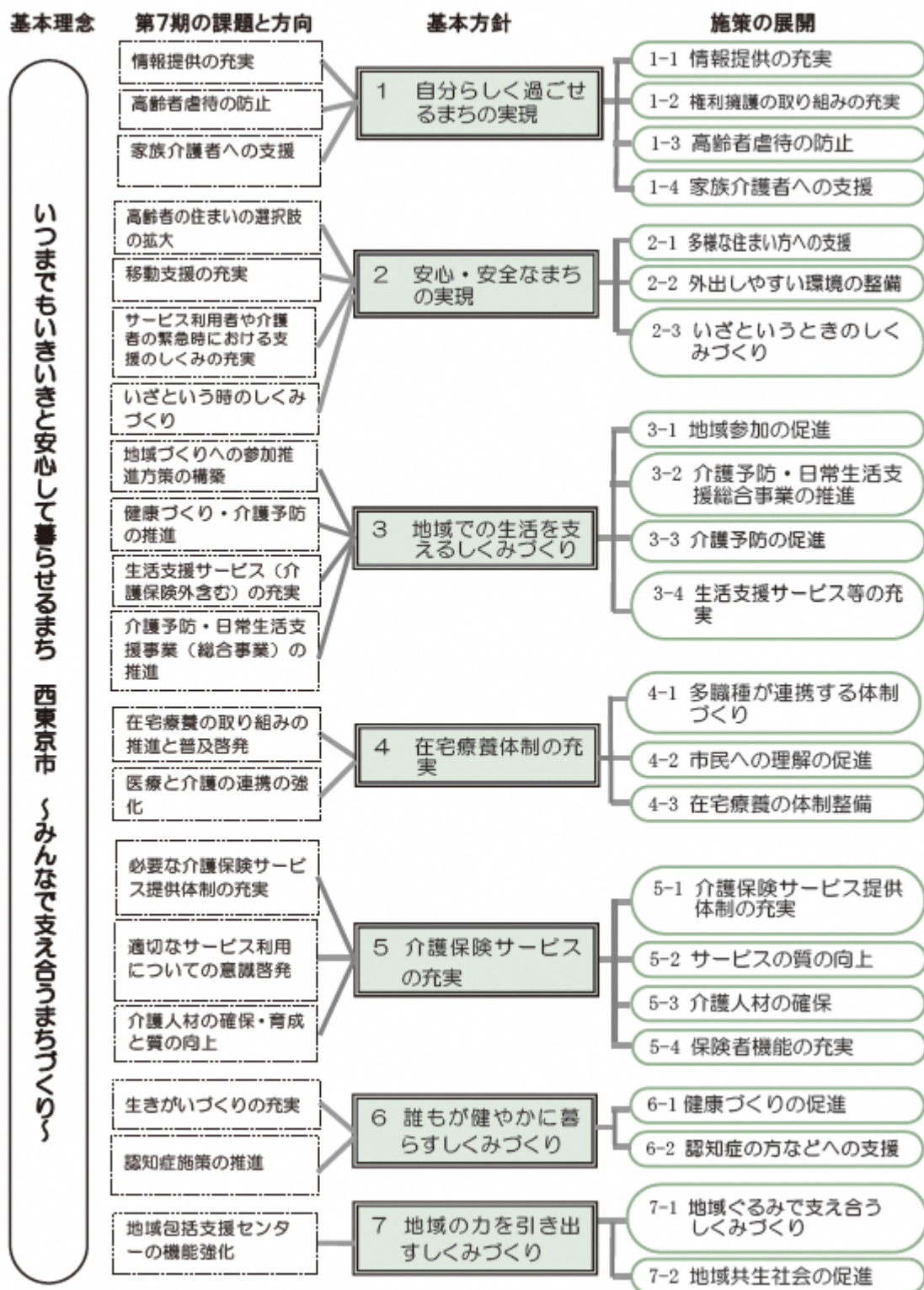
～本人の選択と本人・家族の心構え～

在宅療養を推進するためには、サービス支援体制の構築や、医療と介護の連携なども重要ですが、「本人の選択と本人・家族の心構え」が基礎となります。人生の最期について考えることは難しいことかもしれませんが、自分の望むように暮らし続けるためには知っておかなければならないこと、覚悟しておかなければならないことがあります。年齢や病気の有無にかかわらず、自分はどのように生きていきたいのかを考え、語り始めることの大切さを伝えていきたいと思っています。

(市報 H29 年 6 月 1 日号在宅療養推進協議会・市民との協働啓発部会の記事より)



## 6. 計画の体系





# 介護保険事業計画の考え方

## 基本的考え方

介護保険事業計画（第7期）では、第6期計画から本格的に取り組んだ在宅医療介護連携や、平成28年4月からスタートした介護予防・日常生活支援総合事業などといった地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを継承しつつ、団塊の世代全員が75歳以上の高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、第7期計画においては「**地域包括ケアシステムの深化・推進**」と「**介護保険制度の持続可能性の確保**」の2点を基本的な考え方として、各施策に取り組みます。

### 1. 地域支援事業の充実

西東京市では、第6期計画以降、地域支援事業を充実させることにより、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。また、被保険者である高齢者が、要介護・要支援状態にならず、社会参加による自立した日常生活が続けられるよう支援するためには、さらなる地域支援事業の充実が重要です。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施とともに、フレイル予防の推進にも取り組み、これらをきっかけとした地域における支え合いのしくみを構築していきます。また、第6期に引き続き、在宅医療・介護連携の推進と在宅療養の推進、認知症施策の推進など、市民ニーズと地域の社会資源を踏まえ、関係機関などとともに取り組んでいきます。

### 2. 地域密着型サービスの整備

西東京市では、これまで同様、第7期計画においても、引き続き地域密着型サービスの整備を推進していきます。具体的には、身近なところで介護保険サービスが利用できるよう、日常生活圏域などを勘案し、地域密着型サービスを提供する事業者の参入誘致を推進します。

また、利用者の状態や希望に応じながら「通い」を中心として、「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する『小規模多機能型居宅介護』、または「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせる『看護小規模多機能型居宅介護』などの充実や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の導入についても取り組んでいきます。

一方で、介護給付の適正化を図るため、こうした地域密着型サービスの指導検査体制も強化していきます。



## 3. 介護給付の適正化の取り組み

介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度としていくためには、介護を必要とする方を適切に認定し、介護保険サービスの利用者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう指導・支援を行っていくことが必要です。

市では、国の「介護給付適正化計画」に関する指針や東京都の取り組みとも整合性を図りながら、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」などの「介護給付の適正化」について実施目標等を定め、取り組みを進めていきます。また、適正化事業の実施状況や取り組み状況を把握・分析し、PDCAサイクルによる定期的な評価・見直しを行います。

### (1) 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化に向け、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員の資質向上のための研修の充実を図ります。

### (2) ケアプランの点検

自立支援に向けたケアプランが作成できるよう市がケアプランを点検して、介護保険サービスの利用者が真に必要とするサービスの確保に努めます。

### (3) 住宅改修等の点検

利用者の身体状況を踏まえた適切な住宅改修などとなるよう、サービスを提供する事業者に対する普及啓発と効果的な聞き取り調査や訪問調査を行います。

### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

東京都国民健康保険団体連合会から提供される誤りの可能性のある介護給付の請求情報や、医療給付と介護給付との突合情報を元に誤った請求がないかなどの確認を行います。

### (5) 介護給付費通知

年1回、介護保険サービスの利用者の方に、利用したサービス事業所やサービスの種類、利用者の負担額などをお知らせします。

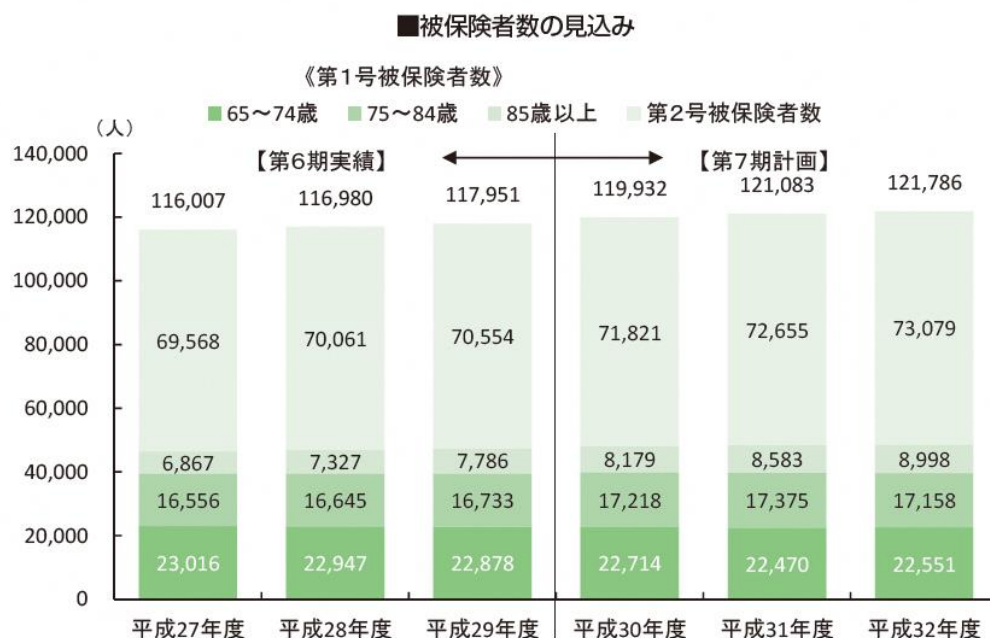
### (6) 給付実績の活用

適切なサービス提供や介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るため、東京都国民健康保険団体連合会から提供されている帳票のうち効果的なものについて、他の適正化事業などへの活用を行います。

# 介護保険事業の見込み

## 1. 被保険者数

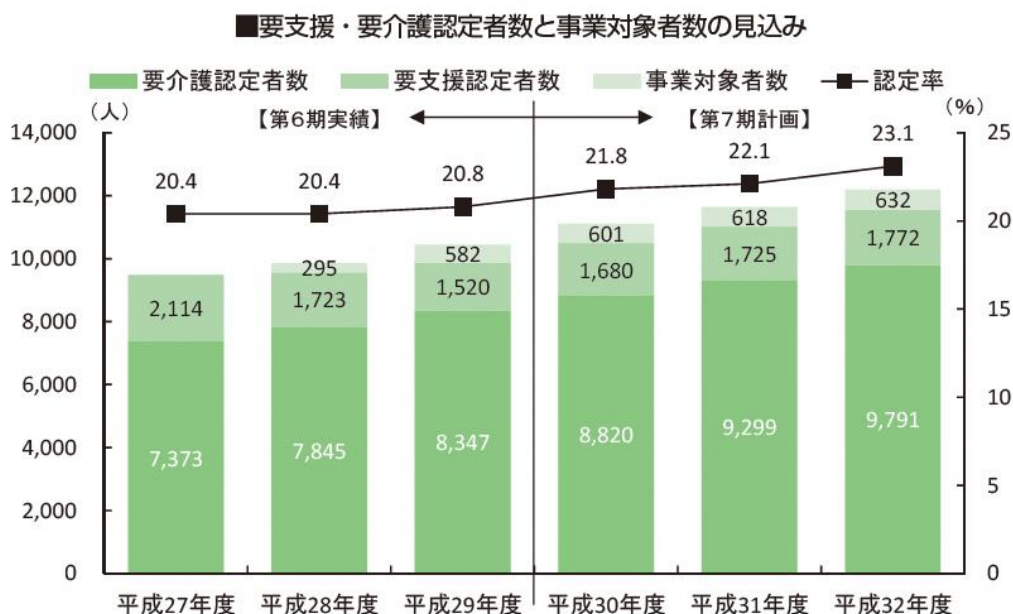
西東京市の第1号被保険者数は、平成29年度の47,397人から平成32年度（第7期計画期間の最終年度）には、48,707人と2.8%程度の増加を見込みます。



## 2. 要支援・要介護認定者数

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は、平成29年度の9,867人から平成32年度には11,563人と17.2%程度増加し、対前年度比で5%程度の増加を見込みます。また、事業対象者数についても増加を見込みます。

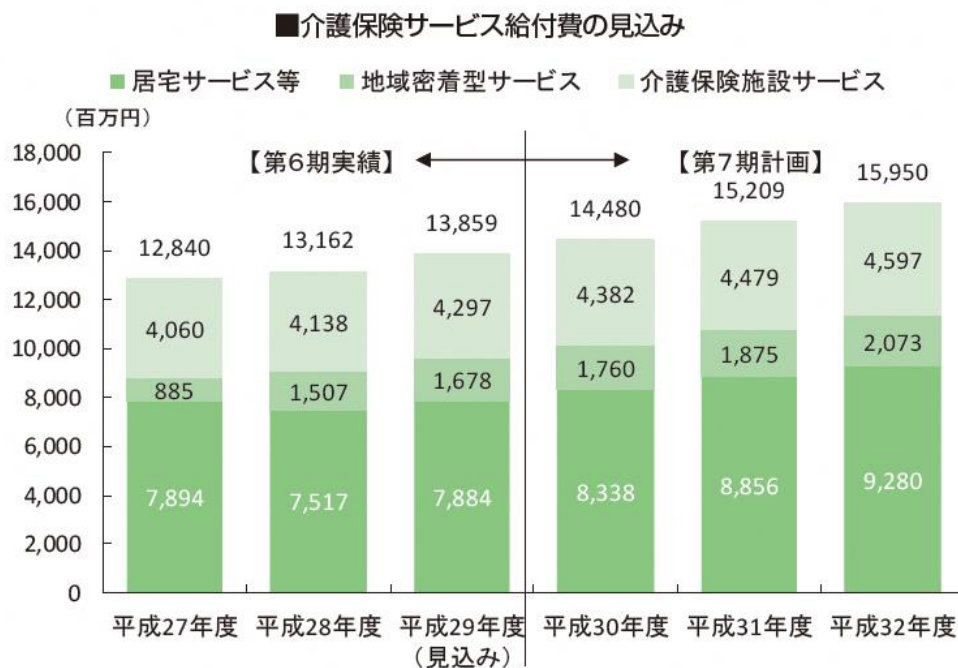
認定率(対第1号被保険者)は平成29年度の20.8%から、平成32年度には23.1%になると見込みます。



### 3. 介護保険サービスの給付費

#### (1) 介護保険サービスの給付費の見込み

利用者数の増加などに伴い、給付費についても平成29年度の約138億6千万円から、平成32年度には約160億円にまで増加するものと見込みます。





# 介護保険財政と第1号被保険者保険料

## 1. 介護保険財政

### (1) 標準給付費

標準給付費とは、総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加算したのになります。平成30年度から平成32年度までの3年間の標準給付費見込額は、約485億4千万円になります。

なお、標準給付費見込額については、国から示された平成30年度介護報酬改定および平成31年10月予定の消費税増税や介護人材の処遇改善等に係る増額見込み分が反映されています。

(単位：千円)

区分	第7期計画			合計(3年間)
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付費	14,354,093	15,081,688	15,820,389	45,256,170
予防給付費	125,530	127,163	129,951	382,644
総給付費	14,479,623	15,208,851	15,950,340	45,638,814
特定入所者介護サービス費等給付額	385,647	405,187	424,500	1,215,334
高額介護サービス費等給付額	446,944	480,197	514,483	1,441,624
高額医療合算介護サービス費等給付額	59,054	61,936	64,773	185,763
保険給付費	15,371,268	16,156,171	16,954,096	48,481,535
算定対象審査支払手数料	18,700	20,107	21,558	60,365
標準給付費見込額	15,389,968	16,176,278	16,975,654	48,541,900

### (2) 地域支援事業費

介護保険制度の改正により、地域支援事業が再編され、介護予防・日常生活支援総合事業が平成28年度から開始されました。平成30年度から平成32年度までの3年間の地域支援事業費見込額は、約24億7千万円になります。

(単位：千円)

区分	第7期計画			合計(3年間)
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護予防・日常生活支援総合事業	426,548	483,682	539,344	1,449,574
包括的支援・任意事業	312,429	351,393	356,952	1,020,774
地域支援事業費	738,977	835,075	896,297	2,470,348

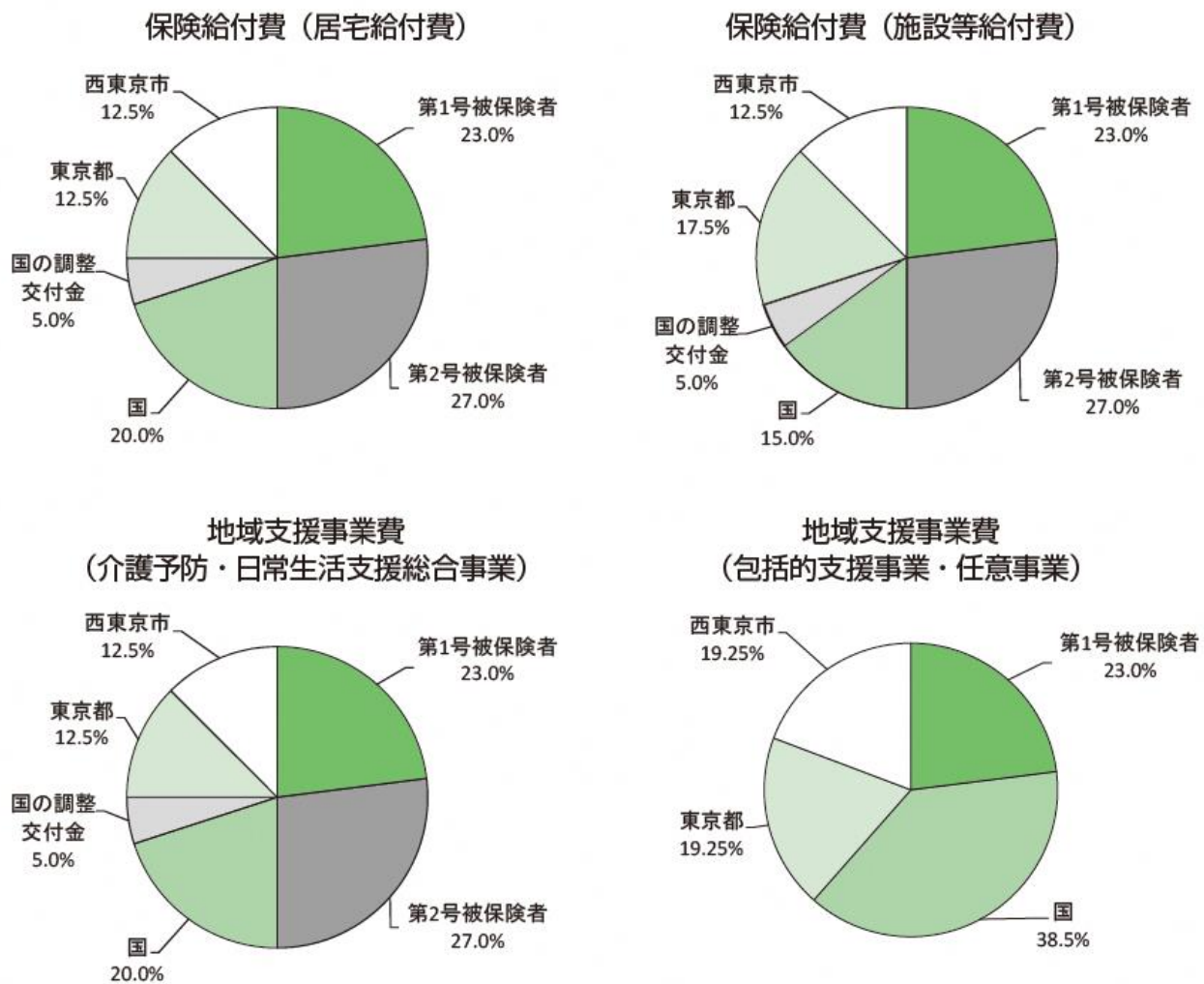
### (3) 財源構成

事業費の財源は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料のほか、第2号被保険者（40～64歳）の保険料、国・都・西東京市の負担金等により構成されます。

第1号被保険者の負担割合は、第6期計画は22%でしたが、第7期計画では、第1号被保険者の増加により23%になります。したがって、第2号被保険者の負担割合も28%から27%に変更となります。

なお、第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険ごとに決まり、医療保険料と一括で徴収されます。

#### ○保険給付費の財源構成



## 2. 第1号被保険者保険料

介護保険料は、計画期間3年間のサービス利用量を見込み、これに見合う保険料収入が得られるように設定します。

### (1) 第1号被保険者保険料設定の基本的考え方

保険料の設定にあたっては、下記の考え方にもとづき検討し、設定しました。

#### ① 保険料段階について

保険料段階については、基準額に対する保険料の負担割合の決定および第9段階以上の多段階設定が、各自治体の裁量で可能となります。

第6期事業計画では、課税層の一部の所得段階の細分化を行い、17段階に設定しています。また、低所得者層については、国基準の保険料率より低く設定することで低所得者への配慮が行われています。

第7期事業計画では、引き続き第6期と同様の所得段階に設定します。

#### ② 保険料収納率について

第7期事業計画の予定保険料収納率については、これまでの収納実績を考慮し、98.5%とします。

#### ③ 調整交付金について

調整交付金とは、所得が全国平均よりも低く、また、後期高齢者が多いことにより介護保険の財源が不足することのないよう、国が各地方自治体の財源5%程度を交付金として拠出し、自治体間の格差を調整するものです。

第7期計画での調整交付金の割合は、5.1%程度と見込みます。

#### ④ 介護給付費準備基金の取り崩し

第1号被保険者の保険料は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、西東京市では中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、「西東京市介護給付費準備基金条例」を制定し、各年度の剰余金の範囲内で積み立てを実施しています。

第6期計画の保険料設定にあたっては介護給付費準備基金を活用して保険料の上昇を抑制しましたが、第7期計画においてもこの基金を活用し、第1号被保険者の保険料の上昇の抑制を図ります。

## (2) 第7期における第1号被保険者の所得段階別保険料

西東京市の第1号被保険者の第7期計画の介護保険料は、17段階制、基準月額が6,373円となります。

区分	対象者	保険料率	第7期保険料額	(参考) 第6期保険料額
第1段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、又は生活保護の受給者、又は老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	0.43	32,800円 (2,741円)	29,300円 (2,448円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方であって、第1段階に該当しない方	0.64	48,900円 (4,079円)	43,700円 (3,643円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第1段階又は第2段階のいずれにも該当しない方	0.67	51,200円 (4,270円)	45,700円 (3,813円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	67,300円 (5,609円)	60,100円 (5,009円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	1.00 (基準額)	76,400円 (6,373円)	68,200円 (5,691円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	87,900円 (7,329円)	78,500円 (6,545円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.25	95,600円 (7,967円)	85,300円 (7,114円)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	114,700円 (9,560円)	102,400円 (8,537円)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.65	126,100円 (10,516円)	112,600円 (9,391円)
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.75	133,800円 (11,153円)	119,500円 (9,960円)
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.80	137,600円 (11,472円)	122,900円 (10,244円)
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	1.85	141,400円 (11,791円)	126,300円 (10,529円)
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	1.90	145,300円 (12,109円)	129,700円 (10,813円)
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	1.95	149,100円 (12,428円)	133,100円 (11,098円)
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	2.00	152,900円 (12,746円)	136,500円 (11,382円)
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	2.20	168,200円 (14,021円)	150,200円 (12,521円)
第17段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	2.30	175,800円 (14,658円)	157,000円 (13,090円)

(注) 1. 保険料額の上段は年額、下段は月額である。

2. 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり実際の徴収額とは異なる。

3. 前年の合計所得金額とは、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の合計所得金額である。

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）  
**（平成30年度～平成32年度）**

平成30年3月

発行 西東京市

編集 西東京市健康福祉部高齢者支援課

☎202-8555

東京都西東京市中町一丁目5番1号（保谷庁舎）

☎042-464-1311（代表）



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用





